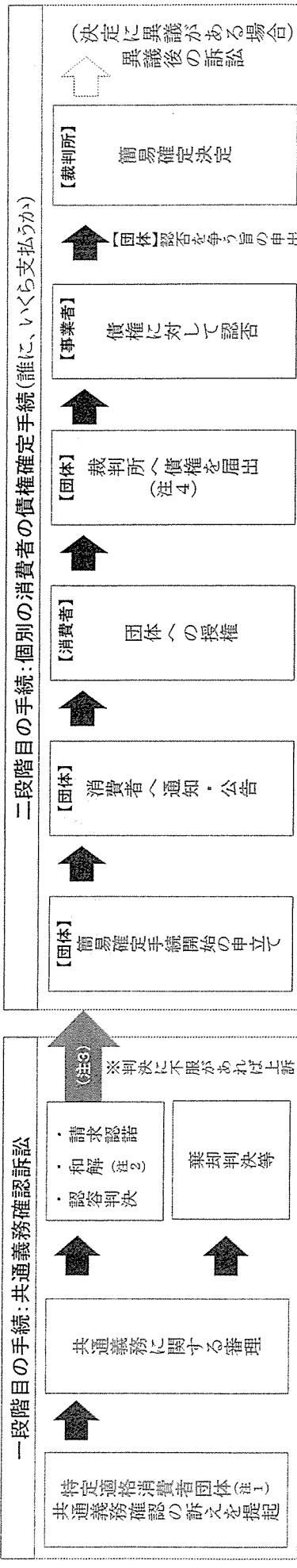


消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続きの特例に関する法律について①

平成25年12月序者

二段階型の訴訟制度：一段階目：事業者の共通義務の確認（注）
二段階目：対象消費者の債権を個別に確定

(注) 事業者が、相当多数の消費者に対して、これらの消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、金銭を支払ふ義務を負うべきことの確認



支払

〔事業者〕

仮差押：特定適格消費者団体は、強制執行ができないなるおそれがある場合などに、対象債権の総額の範囲で、仮差押命令の申立てができる。

(注1) 適格消費者団体（消費者契約法に基づき差止請求権を行使。現在全国11団体）のうち新たに認定要件を満たすものを内閣総理大臣が認定

(注2) 事業者に共通義務があることを認める旨の訴訟上の和解であれば、二段階目の手続の開始原因となる。

(注3) 一段階目の手続の効力は、当該一段階目の手続の開始時に及ぶほか、原告及び被告に通知する。

(注4) 契約解除の訴えの提出時に、債務者への債権届出により、其債務者への債権届出による

〇經言

- ・消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(衆議院・参議院内閣委員会)(平成18年)
「消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が
損害賠償等を請求する制度について、……、その必要性等を検討す
ること。」

・消費者庁及び消費者委員会設置法附則(平成21年6月)
6 政府は、消費者庁に関する三法の施行(平成21年9月)後三年を目途
として、加害者の財産の悪化又は散逸の防止に関する制度を含め害者
数の消費者に被害を生じさせた者の不當な収益をはく奪し、被る者も
を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるも
のとする。

⇒平成25年4月19日、第183回国会提出(閣法第60号)。同年11月1日、衆議院において修正議決(全会一致)、同年12月4日、参議院において可決・成立(全会一致)。同月11日公布(法律第96号)。

○目的(第1条)

【消費者契約】に關して相当多數の消費者に生じた財産的被害】
消費者と事業者との間の情報の質・量や交渉力の差により、消費者が自ら回復を図ることには困難を伴う場合がある。

↓

財産的被害を集団的に回復するための裁判手続を創設
もつて國民生活の安定向上と國民経済の健全な発展に寄与

○封角七七八詩卷(第六名第1首)

- 事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であつて、消費者契約に関する以下の請求に係るもの

(簡易確定手続で債権の存否・内容を適切・迅速に判断することが困難な場合は、訴えを却下できる)

 - ①契約上の債務の履行の請求 (第1号)
 - ②不当利得に係る請求 (第2号)
 - ③契約上の債務の不履行による損害賠償の請求 (第3号)
 - ④瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求 (第4号)
 - ⑤不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求 (第5号)

(注) 被告となるのは、消費者契約の相手方である事業者・助役(⑤は、債務の履行をする事業者・勧誘をする・させる・する事業者)

○対象外の損害(第3条第2項)

- ・いわゆる拡大損害（消費者契約の目的となるものの以外の財産が滅失・損傷したことによる損害）（第1・3号）
 - ・逸失利益（消費者契約の目的物の提供があれば得るはずであった利益を喪失したことによる損害）（第2・4号）
 - ・人身損害（人の生命又は身体を害されたことによる損害）（第5号）
 - ・慰謝料（精神上の苦痛を受けたことによる損害）（第6号）

消費者の財産的被害の集団的の民事の裁判手続の特例に関する法律について②

○一段階目の手続：共通義務確認訴訟（金銭の支払義務を確認）	管轄（第6条）	
① 被告の本店所在地の管轄裁判所	②：被告の事務所、営業所の所在地の管轄裁判所 ③：不法行為がある地の管轄裁判所（例：不当な勧誘行為がもつた地） ④：義務履行地の管轄裁判所（例：債権者である消費者の住所地） ⑤：①～④の所在地を管轄する高等裁判所の所在地の管轄裁判所 等 (請求権の届出をすることが見込まれる消費者が著しく多数ある場合)	
移送・併合（第6条・第7条）	同一の共通義務確認訴訟 → 移送・併合して同一裁判所で審理可 個別訴訟の中止（第62条）	
・共通義務確認訴訟と、その共通義務に關連する請求権に係る個別の訴訟とが同時に係属した場合 → 裁判所は個別の訴訟を中止できる。 和解（第10条）	・共通義務があることを認める旨の訴訟上の和解 → 二段階目の手続の開始原因 ○二段階目の手続：対象債権の確定手続（誰にいくら支払うか） 申立期間（第15条）	
・共通義務確認訴訟における判決の確定等の日から原則一ヶ月以内 簡易確定手続に消費者の加入を足す仕組み（第25条～第29条、第90条）	【裁判所】 ・官報への公告（簡易確定手続開始決定の主文、対象債権・対象消費者の範囲等） 【特定適格消費者団体】 ・対象債権を有する消費者に對し書面又は電磁的方法で個別に通知する義務 ・相当な方法（インターネット等も可）により公告する義務 【事業者】（団体からの求めがあつたとき） ・裁判所の公告事項の公表義務（インターネット等も可） ・対象消費者の情報が記載された文書の開示義務（不相当な費用又は時間を要する場合を除く。） → 団体の申立てにより、裁判所が当該文書の開示を命令 【消費者庁】 ・確定判決の概要等を公表（インターネット等）	
○仮差押元（第56条～第59条）（将来の強制執行を確保するための制度）	特定適格消費者団体は、仮差押命令の申立てができる。	
被保全命今手続 陳明 訴訟要件	本制度	（参考）民事保全法 個別具体的な債権の内容及び額 等
保全命今手続 における 訴訟要件	・対象債権・対象消费者的範囲、対象債権の総額 ・共通義務確認の訴えを提起できること	一
その他	・保全の必要性（財産の隠匿・散逸等のおそれ）の陳明 ・仮差押目的物の特定・裁判所の決定により担保を立てるこ	

○系統追行主体：特定適格消費者団体 新たな訴訟制度の手続追行主体	⇒ 適格消費者団体（消費者契約法に基づき差止請求権を行使。現在全国11団体）の中から、新たに必要な要素を満たすものを内閣総理大臣が認定（有効期間は3年）	
認定要件（第65条）	（被害回復関係業務を適切に遂行するための要件） ・差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っていること ・体制（弁護士理事の選任等）、業務規程、経理の基礎等が被害回復関係業務を適正に遂行するに足りること ・授權契約の内容を業務規程の記載事項とし、監督の対象とすることで業務を適正化するに足りること ・支払を受ける報酬又は費用がある場合 … その額又は算定方法、支払方法、その他の必要な事項を定めており、消費者の利益の擁護の見地から不當なものでないこと（基準（上限等）をガドラインに規定。） 等	
責務規定・行為規範（第75条～第88条、第93条～第99条）	・濫訴等の禁止 … 不正当な目的でみだりに訴えの提起等の禁止 ・報酬 … 被害回復業務を行こうとに開い、授權契約により対象消費者から報酬を受ける旨を規定 ・弁護士に追行させる義務 … 民事訴訟に関する手続等は弁護士が追行 ・通知・報告 … 一定の事項について他の特定適格消費者団体への通知、内閣総理大臣への報告 ・個人情報の適正な管理 … 被害回復関係業務において消費者の個人情報を適正に管理するための必要な措置 ・財産上の利益の受領禁止 … 原則、被害回復裁判手続に係る相手方から、その被害回復裁判手続の追行に關し、金銭等の受領禁止（判決に基づく支払い等正当な場合を除く）	
等	・徹底した情報公開 … 定款、業務規程、財務諸表等の提出・公表、閲覧請求 ・報告・立入検査 ⇒ これらの規定に違反した場合、内閣総理大臣（消費者庁）による監督の対象 ・所要の罰則を設ける （適合命令・改善命令・特定認定の取消しなど）	
○その他	・特定適格消費者団体の連携促進や、国民生活センター等からの情報の提供 ・施行期日（公布の日から3年を超えない範囲内で政令で定める日（附則第3条、第4条及び第7条の規定は公布の日から施行）） ・経過措置（施行前に締結された契約に開する請求（不法行為に基づく損害賠償の請求については、施行前に行われた加害行為に基づく損害の支払義務には、適用しない）	
○衆議院修正（附則）	① 特定適格消費者団体がその権限を濫用して事業者の事業活動に不当な影響を及ぼさないようにするための方策について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずる。（附則第33条） ② 特定適格消費者団体による業務の適正な遂行に必要な措置を講ずる。（附則第4条） ③ 施行後3年を経過した場合において、消費者の財産的被害の状況、特定適格消費者団体による業務の遂行の状況等を勘案し、被害回復業務の適正な遂行を確保するための措置並びに対象となる請求及び損害の措置を講ずる。（附則第5条第1項） ④ この法律の施行の状況についての検討の年限を「施行後5年」から「施行後3年」に改める。（附則第5条第2項） ⑤ 施行前事案に係る請求に係る金銭の支払義務に關し、重要な消費者紛争解決手続（国民生活センター）等の裁判外紛争解決手続の利用の促進等の措置を講ずる。（附則第6条） ⑥ この法律の円滑な施行のため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努める。（附則第7条）	